

# 令和6年度 保育施設利用のてびき

## 申込方法

### ①電子申請

※以下より内容をご確認いただき、お申込ください。

なお、申込に必要な書類の一部について、別途紙面での提出が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

[さいたま市ホームページ](#)>「保育施設利用の申し込み」検索>[保育施設利用の申込みについて](#)  
>[電子申請について](#)

<https://www.city.saitama.lg.jp/003/001/015/001/p100639.html>



### ②郵送

※郵送受付についてはP.6を必ずご確認ください。

### ③各区役所支援課または第1希望認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所に申込書類を持参

※支所・市民の窓口での受付は行っておりません。

※さいたま市以外の保育施設を希望する方はP.15を必ずご確認ください。

## 保育施設の空き状況

○毎月1日（閉庁日の場合は翌開庁日）に「さいたま市ホームページ」に掲載します

<https://www.city.saitama.lg.jp/003/001/015/001/p097822.html>

[さいたま市ホームページ](#)>「認可保育所等空き状況」検索>[認可保育所等空き状況](#)



## 締切

○利用希望月の前月の10日まで（閉庁日の場合は翌開庁日）

※電子申請の場合は、利用希望月の前月の10日17時00分までとなります。

※さいたま市以外の保育施設を希望する方は、希望保育施設の市区町村に必要な書類及び申込締切日等を確認の上、各市区町村の締切日の1週間前まで（必着）にお住まいの区役所支援課へ申込ください。

※年度途中に開設の園は、締切が異なる場合があるため、P.30～32も併せてご確認ください。

## 利用調整（選考）結果

○利用希望月の前月下旬ごろ、郵送で通知します。

※通知発送は申込初回のみとなり、以降は利用が内定した場合に通知します。

## 変更・追加情報

○この冊子の掲載情報は、冊子作成時点（令和6年2月現在）のものです。

変更、追加等が生じた際には、「さいたま市ホームページ」に掲載します。

[さいたま市ホームページ](#)>「保育施設利用の申し込み」検索>[保育施設利用の申込みについて](#)

<https://www.city.saitama.lg.jp/003/001/015/001/p100639.html>





## 目 次

○保育施設とは	1
■教育・保育給付認定	1
■利用の事由と利用期間	2
■保育の必要量（1日の保育施設の利用可能時間）	3
■保育施設利用時間と時間外保育利用料	3
■保育施設の選び方について	4
○申込・利用手続の流れ	5
■電子申請について	6
■郵送受付について	6
■利用調整（選考）について	7
■2月及び3月の利用調整（選考）について	7
■育児休業を延長する場合の申込について	7
■育成支援制度について	8
■医療的ケアが必要なお子さんについて	8
○利用申込について	9
■申込に必要な書類	9
■兄弟姉妹同時申込時の意向について	10
■申込内容の変更	11
■申込の注意点	12
※記入例	13
■さいたま市にお住まいの方がさいたま市外の保育施設等の利用申込をする場合	15
■さいたま市外にお住まいの方がさいたま市内の保育施設等の利用申込をする場合	15
■入所後の注意点	16
○よくある質問と回答	17
○利用者負担額について	19
■利用者負担額の算定方法について	19
■利用者負担額の軽減について	20
■時間外保育利用料について	21
■利用者負担額の納付について	21
■利用者負担額の切り替え時期について	22
■税制改正（市・県民税の税率変更）に伴う利用者負担額算定の取扱いについて	22
■3～5歳児の給食費（主食費および副食費）の取扱いについて	22
○令和6年度土曜の共同保育実施予定施設一覧	23
○さいたま市保育施設一覧	25
■認定こども園の利用申込みを希望される方へ	26
■預かり年齢が2歳までの保育施設利用申込みを希望される方へ	27
■令和6年度の公立保育所の入所について	28
■令和6年度8月及び9月開園予定の保育園のお知らせ	30
■各区保育施設一覧	33
○ナーサリールーム・家庭保育室等一覧	96
○そのほかの保育制度のご案内	97